

(参考)

(1) PFOS及びPFOAとは

有機フッ素化合物であるペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とペルフルオロオクタン酸(PFOA)は、環境中で分解されにくく、高い蓄積性があることから、国内では、PFOS、PFOAはいずれも既に製造・輸入等が原則禁止されています(PFOSは平成22年(2010年)、PFOAは令和3年(2021年))。

【主な用途】

PFOS:半導体用反射防止剤・レジスト, 金属メッキ処理剤, 泡消火薬剤 等

PFOA:フッ素ポリマー加工助剤, 界面活性剤 等

(2) PFOS及びPFOAの基準等

国は令和2年5月28日、PFOS及びPFOAを人の健康の保護に関する要監視項目^{※注1}に位置付け、公共用水域及び地下水における指針値(暫定)を1リットルあたり50ナノグラム(50ng/L, PFOSとPFOAの合計値)以下に定めました。

水質汚濁防止法では、指定物質^{※注2}に指定されているものの、排出基準はありません。

※注1:人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された物質。

※注2:水質事故等の発生時に直ちに流出防止等の応急の措置を講じるとともに、その事故の状況を県知事等に届出することが義務付けられている。